

## 安全保障上の不適切な土地取得・利用を防止するための法整備を求める件

近年、外国法人または個人による土地の取得や利用をめぐり、安全保障及び国土保全上の懸念が指摘される事例が各地で見受けられる。令和4年に施行された、重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律（以下「重要土地等調査法」という。）の対象は、重要施設周辺の区域及び国境離島等の区域内にある土地等に限定されており、対象区域外での農地、水源地や森林等は同法の対象外となっている。

一方、世界貿易機関（WTO）の「サービスの貿易に関する一般協定（GATS）」との関係では、安全保障の観点から土地の取得及び利用に制限を設けている他の加盟国と比べ、制度的な空白がある。我が国においても、協定の見直しと国内法による新たな土地取得制限が求められている。

本市においては、山林や丘陵地を中心に、大規模な太陽光発電（メガソーラー）事業の計画が進められている地域が存在する。これらの事業に関しては、登記情報のみでは事業主体や出資者等の実態把握が難しいケースもあり、事業の透明性確保を求める声が市民から寄せられている。

以上の点を踏まえ、国会及び政府におかれては、以下の措置を早急に講じられるよう強く要望する。

### 記

- 1 重要土地等調査法について、農地、水源地、森林等も対象区域に加えるなど、制度の実効性を高めるための検討を行うこと。
- 2 安全保障上及び国土保全の観点から、不適切な土地の取得や利用を未然に防ぐ仕組みを整備すること。
- 3 GATS加盟国との協議を通じ協定を見直すとともに、国内法による適切な土地取得制限の在り方を検討すること。
- 4 安全保障の観点から、将来的なリスクを含めた立法事実の検討を行い、国と地方自治体の役割の明確化、土地等所有者情報の実態把握や制度の周知等を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年3月12日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
法務大臣  
外務大臣  
国土交通大臣  
経済安全保障担当大臣  
内閣官房長官 様

仙台市議会議長 野田 讓